平成２５年度　公益社団法人日本栄養士会　事業計画書

公益社団法人日本栄養士会の平成25年度の事業計画は以下のとおりである。

Ⅰ　公１事業　食・栄養の科学振興事業

事業概要

本事業は、栄養指導、食事療法及び健全な食生活の理論と実践の基礎となる食と栄養の科学及び技術の振興を図るため、国民の食・栄養と健康に関する調査・研究や技術開発などに取り組むものである。大きく二つの柱からなり、（1）一つ目の柱は、調査（及び資料の収集）と研究、技術開発である。国民の健康と栄養の実態、栄養指導（栄養食事指導、給食管理を含む。以下、同じ。）と食事療法（栄養療法、栄養管理を含む。以下、同じ。）に関する事例や症例などを調査し、栄養指導と食事療法に関する研究及び技術開発などを行う。（2）二つ目の柱は、ナショナル・センターとして、調査・研究・技術開発の旺盛な展開のための支援事業を行うものである。

１　食と栄養の科学に関する調査・研究・技術開発事業

１－１　保健指導等のデータ調査解析

事業内容の要旨　　より有効な特定保健指導のあり方を探るため、特定保健指導の実施状況と被指導者の改善等のデータを調査・研究する。

事業の趣旨等　　特定保健指導のより効果的な推進を図るため、特定分野の「特定保健指導管理栄養士」の実践データを調査研究する。具体的には、内容を評価するとともに、あり方を見直して有効性のあるデータを作成する。データに関しては、必要に応じて、その成果をホームページ等で公表する。財源は会費とする。

１－２　業務分野毎の専門性の向上に関する調査研究

事業内容の要旨　　管理栄養士・栄養士の業務分野毎に業務の実態・課題を把握して業務のあるべき質を定義し、分野毎の固有の特性に適合した専門性（業務の質）の向上を図る方策について調査研究を行い、有効性のあるデータの構築を図る。

事業の趣旨等　　近年、急激な少子・高齢社会が到来している。これに伴い、医療・保険・福祉の見直しが進められており、栄養関連制度にも及んできており、国民の健康増進、疾病の重症化防止のため、管理栄養士・栄養士の活動、そのための制度のあり方を検討することが求められる。25 年度は、このために、戦略的に考えて、調査研究事業を行うこととする。その内容は、理事会で決定する。財源は会費とする。

１－３　FROM-J 研究への参画

事業内容の要旨　　慢性腎臓病（CKD）の重症化を予防しうるあるべき診療の仕組みを研究する

「かかりつけ医／非腎臓病専門医と腎臓専門医の協力を促進する慢性腎臓病患者の重症化予防のための診療システムの有用性を検討する研究（FROM-J）」に基づき同研究を担う。

事業の趣旨等　　本事業への参画は、最終年度（９月まで）となるが、前年度に続き 16 都県で、約 300 名の管理栄養士が、「生活・食事指導」を担当し、3 か月に一度、約 1、000 名の患者を支援し、食事療法や生活指導のあり方を検証する。本事業は、慢性腎臓病患者の重症化防止、人工透析導入患者の減少を目的に、管理栄養士による介入効果を評価するものである。担当管理栄養士の選定については、関係都県栄養ケア・ステーションと連携している。また、本事業終了後の対応についても検討する必要がある。財源は企業からの協賛金を予定し、不足分は会費で賄う。

１－４　高齢者、障がい者の栄養に関する調査研究

事業内容の要旨　　高齢者施設、障がい者支援施設の栄養課題を解決するための調査研究事業の実施を予定する。

事業の趣旨等　　厚生労働省補助研究事業として申請する予定。詳細については、厚生労働省の担当部局と協議し、決定次第提示する。財源は、補助金（厚生労働省）による。

１－５　管理栄養士専門分野別人材育成事業

事業内容の要旨　　少子・高齢社会の到来、生活習慣病の増加に伴い、社会が、管理栄養士に求めるものはより高度化し、専門分化してきている。このためには、それを担う人材の育成が求められることから実施する。

事業の趣旨等　　管理栄養士に求められるより高度な専門性は、特定の疾病に対するもの、さらには、技術の向上だけではなく、マネジメント能力がある。社会保障制度見直しに伴い、管理栄養士のあり方並びに業務を早急に検討する必要があり、これを担える人材の育成が必要となる。事業内容は、各専門領域の管理栄養士に求められるニーズや課題の分析、研修プログラムの作成、モデル研修の実施による試案の修正・改善を行い、各専門領域におけるリーダーを対象とした研修プログラムを作成する。これによって育成された人材が、その能力を業務に反映することにより、国民の生活のＱＯＬの向上につながる。本事業は、厚生労働省受託事業で、財源は受託金（厚生労働省）による。

１－６　管理栄養士・栄養士の職業倫理の策定

事業内容の要旨　　２４年度に策定した道徳的な倫理綱領の原案については、ホームページをとおしパブリックコメントを求めた。２５年度は、具体的な項目を含めた体系的規範を含めた管理栄養士・栄養士の職業倫理の策定のための研究等を行う。

事業の趣旨等　　栄養指導や食事療法は、食と栄養の科学を人に適用して行う、代謝作用への介入であり、一種の医学的な行為である。加えて、在宅医療、在宅療養が進められる中、日常生活の場で、管理栄養士・栄養士には、高度かつ周到なプロフェッショナル（メディカル）ケアとしての業務が求められる。こうした業務の本質と社会的要請に鑑み、自律、善行原理、無危害原理、

正義から構成される職業倫理の体系的規範化、道徳的な倫理綱領を作成する。職業倫理は、養成教育（カリキュラム）に取り入れられていないことから、多くの管理栄養士・栄養士に浸透することが求められる。そこで、多くの管理栄養士・栄養士の意見も取り入れて実践的確立を図る。財源は、会費とする。

１－７　国への栄養施策の提言活動

事業内容の要旨　　栄養指導及び食事療法の実務家の立場から国の公衆衛生政策への提言等を取りまとめる。

事業の趣旨等　　栄養指導及び食事療法の現場で日々蓄積されている豊富な実践的知見及びこれに基づく調査・研究の成果は、事実と実践に立脚した極めて重要な立法資料である。これに基づき国の公衆衛生政策、特に、「健康日本２１（第二次）」及び「食育推進基本計画」などへ提言等を行う。財源は、会費とする。

１－８　その他各種調査研究活動

事業内容の要旨　　管理栄養士・栄養士の活動分野は多岐にわたっており、それぞれ特徴をもった活動を行っている。それぞれの分野毎の固有の特性に関する調査研究を行う。

事業の趣旨等　　管理栄養士・栄養士の活動分野は、医療、福祉、児童・生徒、地域住民等がある。対象者の特性に併せて、活動を行うには、その特性を知り、それに併せることが求められる。２５年度は、前年度に実施した「保育所における災害時の栄養・給食対応に関する研究」の検証等に関して追加研究を行う予定。そのほか関係団体、企業等との連携を図る。財源は、関係団体、企業等からの助成、協賛を受ける。

２　食と栄養の科学に関する調査・研究・技術開発の支援事業

２－１　栄養指導・食事療法に関する文献検索システム利用・活用の促進と論文作成の支援

事業内容の要旨　　栄養指導・食事療法に関する文献検索システムの利活用をとおして、管理栄養士・栄養士の実践研究を支援するとともに、これらの成果を学術論文として取りまとめることを推進する。

事業の趣旨等　　一般に、管理栄養士・栄養士は、現実の業務で実施した先駆的取り組みやそれらをとおして形成された有効性の高い技術を、科学として理論化し、社会的に共有化する作業に疎くなりがちであるため、これを克服しようとする事業である。

25年度も、23・24年度に続き、日本栄養士会雑誌論文委員会と連携し、投稿者に対して適切な指導を行うと共に、優れた論文等について英文化のサポートを行う。財源は、会費とする。

２－２　栄養指導・食事療法に関する研究助成及び育英資金の支給事業

事業内容の要旨　　管理栄養士・栄養士でより高度な食と栄養の専門科学の研究を行おうとする者に、その研究内容等を精査し助成金（総額300万円を上限）を支給する事業を行う。また、志高

く、前途有為な学生に管理栄養士・栄養士の高度専門職業人教育を受ける機会を与えるために育英資金（一人年間60万円を上限）を支給する。

事業の趣旨等　　栄養指導・食事療法に関する研究助成事業ついて、ホームページ等で公募し、応募する機会が管理栄養士・栄養士一般に開かれている。応募を受けて選考委員会を開催し、選考するが、選考委員は中立性を担保し、定評がある管理栄養士・栄養士で養成機関その他の学校等で研究、教育に従事している者等を充てる。また、研究内容については、ホームページに掲載し、公表し、管理栄養士・栄養士の業務上の参考に供する。また、育英資金支給事業については、ホームページ等で公募し、応募する機会が管理栄養士・栄養士一般に開かれている。応募を受けて選考委員会を開催し、選考するが、選考委員は中立性を担保し、定評がある管理栄養士・栄養士で養成機関その他の学校等で研究、教育に従事している者等を充てる。育英資金の支給対象者は公表する。

財源は、河村育英資金（特定資産）および会費とする。なお、河村育英資金の支給については、返還を求めない。

２－３　食と栄養の実践科学の振興に資する書籍等の刊行物の監修等

事業内容の要旨　　書籍等の刊行物の監修等を行う。

事業の趣旨等　　監修等の対象は、管理栄養士・栄養士の業務の科学的基礎たる食と栄養の実践科学を振興させる観点から、一定の基準をもって適切と判断された書籍等である。財源は、監修の手数料で賄う。

Ⅱ　公２事業　　食・栄養改善人材育成事業＝

事業の概要

本事業は、食事をとおした国民の生涯にわたる健康づくりの心強い伴侶となる管理栄養士・栄養士を生み出すために各種の研修等に取り組むものである（食・栄養改善人材育成事業）。国民が、より高い質の栄養指導及び食事療法をより身近に受けることができるようにすることが事業の目的である。事業の柱は、卒後教育制度（継続教育＝生涯学習制度）としての系統的で発展的な内容の教育・訓練・学習からなる諸種の研修事業である。卒後教育制度は、（１）基幹研修制度と（２）拡充研修制度（特定職域、特定種類業務、その他の研修事業）とからなる。基幹研修制度の一環として、管理栄養士・栄養士の養成教育への支援事業を実施する。

以下に掲記する個々の事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公２の事業を構成するものである。

１　卒後教育の基幹研修制度の運営事業

卒後教育の基幹研修制度は、すべての管理栄養士・栄養士を対象として実施し、専門職業人としての強靭な基礎体力を身につけさせることを目的とする。

１－１　管理栄養士・栄養士の卒後教育体系の構築事業

事業内容の要旨　　管理栄養士・栄養士は、大学、短期大学等で、定められたカリキュラムにより専門教育を履修し、卒業後に栄養士は都道府県知事に申請、管理栄養士は国家試験に合格して、厚生労働大臣に申請し免許を得ることとなる。しかし、実務に就業するにあたっては、大学等での養成カリキュラムによる知識・技術の習得に加え、実際の業務に対する理解と実践的能力が求められ、この対応が必要となる。一方、社会環境の変化に対応する、また、専門分化する業務への対応が必要となる。そこで、実際に業務に従事している管理栄養士・栄養士によって組織されている日本栄養士会は、社会に対する責務として、管理栄養士・栄養士の卒後教育に関するシステムを構築する。これは、現在行っている卒後教育の見直しである。

事業の趣旨等　　管理栄養士・栄養士は、専門職業人として、常に最新の学術、技術の習得に努めることが求められる。しかし、学習のあり方については、個々人が独自に行うことよりも、広く国民のために対応するには、一定の仕組み、体系が求められる。そこで、管理栄養士・栄養士の卒後教育へＰＤＣＡの考え方をベースに、継続的に専門職として研鑽を積んでいることが認定できる仕組みを取り入れた卒後教育体系システムの構築事業が必要となる。

卒後教育体系のシステムは、大きな仕組みとして、(1) すべての管理栄養士・栄養士が参加する「生涯学習」、(2) 特定の領域や専門分野に対する知識や技術が所定のレベルに達しいていることを認定する制度がある。この認定制度には，特定の専門分野に関する知識や技術を修得し、チームリーダーとして責任を果たすことのできる管理栄養士・栄養士を認定する「分野別認定管理栄養士・栄養士（名称変更も考慮)」と、より高度な専門性・マネジメント能力を有し、研究能力や指導的役割、管理栄養士・栄養士の育成を担うことのできる管理栄養士を認定する「専門管理栄養士（名称変更も考慮)」の構築を目指す。なお、なお、システム構築後は、それに基づいて卒後教育を実施する。構築後の実施は、平成 26 年度を目指す。

財源は、会費とする。

１－２　生涯学習研修事業

事業内容の要旨　　卒後教育制度の基幹研修制度の中軸である生涯学習研修会を、都道府県栄養士会との共催で企画、実施する。さらに、25 年度は、現在行っている生涯学習制度を卒後教育制度として見直して整備（1－1 事業）し、管理栄養士・栄養士のキャリア形成が支援できる体制作りを行う。

事業の趣旨等　　日々進歩する食と栄養科学、栄養食事指導や栄養食事療法の技法について、管理栄養士が最新の学術・技術を習得できるように卒後教育制度の一環としての研修会（生涯学習研修会）を開催する。本事業における本会の役割は、①　生涯学習研修会を都道府県栄養士会と共催すること、及び、②　都道府県栄養士会の生涯学習研修会事業を支援すること、の二つである。前者については、生涯学習研修事業の開催地は各都道府県栄養士会の区域となり、25 年度も、例年どおり、全国で合計約 500 回の生涯学習研修会が開催される予定である。参加費は 1、000～2、000 円である。後者については、卒後教育制度の意義、新たな制度に関して、体系的・系

統的な標準的小学習プログラムの開発等について、周知と理解を求め、都道府県栄養士会が効果的に研修会を実施するための企画立案や運営のあり方等の共有化を図るために、生涯学習担当者会議を開催する。本事業は、広く管理栄養士・栄養士を対象として実施する。研修会については、ホームページ等で内容・日時・参加が会員外にも開かれていることを明らかにする。講師には、関係学会の関係者等で研修内容に関して高い知見を有する研究者、指導者を起用する。財源には会費をあてる（一部の研修会では、共催者の都道府県栄養士会に受講料・参加費の収益があるが本会にはなし）。

１－３　全国栄養士大会開催事業

事業内容の要旨　　全国から管理栄養士・栄養士が集まり、管理栄養士・栄養士が一致して取り組むべき、食・栄養・健康に関する公衆衛生上の重要課題を協議し、課題への対応や実践の仕方を共有する。

事業の趣旨等　　25年度の全国栄養士大会は、9月11日に神戸市・神戸国際会議場で開催することとし、時宜にあったテーマとする予定である。これに併せて、職域事業部の研修事業等を開催する。財源は、研修会等の参加費、会費とする。

１－４　都道府県栄養士会との共同研修事業等

事業内容の要旨　　管理栄養士・栄養士の業務に密接に関連する最新かつ普遍的な課題を取り上げて、これを的確に捉え、実務に生かす方法を習得するために、都道府県栄養士会との共同研修を行う。

事業の趣旨等　　管理栄養士・栄養士は、常に食と栄養に関する最新の科学とその実用技術を身につけて、国民に対応することが求められる。また、栄養食事指導及び食事療法の技法や手段に関連する知見、情報に関しても、活動する場を問わず把握し、理解しておくべきである。そこで、最新かつ重要で、管理栄養士・栄養士が広く共有する課題を取り上げて、的確にとらえ、実務に生かす方法を習得する機会を、都道府県栄養士会と協働して設ける。

財源には、会費、賛助会員の協賛金、受講料・参加費を予定する。

１－５　管理栄養士・栄養士の養成教育支援事業

事業内容の要旨　　管理栄養士・栄養士養成施設を卒業する者向けに、パンフレット「管理栄養士・栄養士になるあなたへ」等を制作して配布する。

事業の趣旨等　　「管理栄養士・栄養士になるあなたへ」は、専門職としての使命や任務、心構えを、管理栄養士・栄養士の業務の実際と絡めて考えてもらうための素材である。管理栄養士・栄養士として就業を目指す学生にとっては、専門職としての自覚を促すこととなる。財源は、会費とする。

2　拡充研修制度（職域その他の区分毎の管理栄養士・栄養士業務の技術・学術の向上に関する研修）の運営事業

拡充研修制度は、基幹研修制度を補完し発展させる研修である。基幹研修制度が、全ての管理栄養士・栄養士を対象にするのに対し、拡充研修制度は、一定の種類の業務（たとえば、「職域」は、管理栄養士、栄養士の就業の種別に基づく区分。医療・学校健康教育・勤労者支援・研究教育・公衆衛生・地域活動・福祉）に従事する管理栄養士・栄養士を対象にする。区分毎に、業務上、固有の要請があることから、かかる固有の要請に対応して管理栄養士・栄養士の専門的知識・技能を向上させる取り組みが必要となる。

2－1　管理栄養士・栄養士の特定種類業務における専門的知識・技能の強化事業

事業内容の要旨　　特定種類の業務に必要とされる高度の専門的知識・技能を身につけた管理栄養士・栄養士を育成し、それぞれの専門性を認定し、登録する。認定にあたっては、一定の試験を実施するとともに、更新制を取り入れる。

事業の趣旨等　　本事業の例は以下のとおりであるが、新たなものの認定を考慮する。

2－1－1）特定保健指導担当管理栄養士認定

特定保健指導は、厚生労働省が、医療保険者の責務として、特定健康診査により、メタボリックシンドローム等の診断基準で、生活習慣病予備軍とされた者に対して、一時予防として集団又は個別支援を特定保健指導として行い、発症を防ごうとするものである。この対応は、食生活、運動等の生活習慣の変容が必要となる。生活習慣の変容は、個人の志向の変化を求めることとなり、従来の指導とは異なることから、特定保健指導を担う管理栄養士等の指導技術が重要となる。本事業は、この専門業務のスキルを認定するものであり、国民の生活習慣病発症の予防につながるものである。

2－1－2）TNT-D（臨床栄養療法）認定管理栄養士認定

TNT-D（臨床栄養療法）は、低栄養状態で手術に耐えられない等の患者に対して、栄養状態を改善するために必要である。そこで、入院患者の栄養管理・補給（TNT-D の具体的な業務）のスペシャリストを育成し、効果的な TNT-D（臨床栄養療法）の施術により、症状の悪化防止、身体の状況や臓器の保全を保ち、治療の促進を図り、もって、早期退院と患者の経済的な負担の軽減につなげることが期待される。近年、診療報酬において栄養サポートチーム加算制度が創設されるなど、臨床栄養療法の専門技術を持つ管理栄養士の育成が急務となっている。本事業は、医療技術の高度化、専門技術の向上という社会の要望に沿ったものである。

2－1－3）公認スポーツ栄養士認定

スポーツ栄養には、一般人に対する運動に伴う栄養管理とアスリートに対する栄養管理との二つの社会的要請がある。これのスポーツ栄養のスペシャリストの育成のため、公認スポーツ栄養士の育成、認定、登録を行う。一般人に対する運動に伴う栄養管理は、交通機関等の移動手段の発展、

家電等の利便機器の普及により、日常生活上を営むうえでの運動の減少、これによる消費エネルギー量が減少し、食事から得る摂取エネルギー量が変わらなければ、肥満につながる。このため、生活習慣病の予防の観点から、食事と運動を組み合わせた、指導が必要となる。アスリートに対する栄養管理は、身体機能の向上やけがの予防・治療の促進などのため、プロ、アマのいかんを問わず、スポーツ競技者に対する栄養食事指導の高度化が求められる。本事業は、社会の要請に沿ったものである。

２－１－４）在宅訪問栄養指導管理栄養士認定

わが国は、急速に超高齢社会の到来を迎えている。これに伴い、社会保障制度継続のため、在宅療養・在宅介護の推進が図られることとなる。在宅で、医療・介護を必要とする高齢者の多くは、いろいろな疾病、身体的な障がい、口腔の異常、さらには低栄養などの問題を抱えている。このように複合的な健康課題をもつ高齢者に対して、非医療空間において、最善で効果的な栄養食事指導を実施するには、高度な専門知識、技能が求められる。そこで、在宅訪問栄養食事指導のスペシャリストの育成、認定、登録を行う。本事業は、超高齢社会の到来を迎え、在宅療養・在宅介護への対応を求める社会の要請に沿ったものである。

以上の２－１事業の財源には、会費とともに受講料などをあてる。

２－２　特定保健指導担当管理栄養士研修会、栄養サポートチーム担当管理栄養士研修会

事業内容の要旨　　特定保健指導を担当する管理栄養士並びに診療報酬の栄養サポートチーム加算の担当管理栄養士等には、厚生労働省が指定する所定の研修の参加が求められることから、この研修の実施を予定する。

事業の趣旨等　　２－１－１）の特定保健指導担当管理栄養士には、その技術、能力の担保、統一性から、厚生労働省が認める研修の受講が義務付けられている。近年、都道府県での実施が激減していることから、平成25年度は，日本栄養士会主催で2回（東と西）開催する予定である。これに関しては、特定保健指導要領の一部変更をうけ、これを中心にテキストの改訂を行う。

また、近年の医療は、患者の視点を重視するとともに、医療経済的にも、優れた効果が期待できるチーム医療の推進が求められてきている。管理栄養士の業務である栄養管理もすることが求められている。栄養サポートチーム加算では、医師・管理栄養士・薬剤師・看護師その他栄養サポートチームに配属される医療専門職種からなるチームを編成し、栄養改善、管理の取り組みを行うこととなる。そこで、これら医療専門職種を対象に、静脈栄養についての講義および認定教育施設における研修を行う。本事業は、厚生労働省が指定する研修であり、管理栄養士以外の参加を認めており、患者の疾病の重症化防止につながり、社会の要請に沿ったものである。財源には、受講料・参加費などを充てる。

２－３　地域リーダー育成・都道府県栄養士会公益目的事業支援事業

事業内容の要旨　　全国各地（全都道府県）の指導者的立場の者を一堂に集め、全国的課題に関す

る研鑽、折々の課題への取り組み方、企画立案・運営方法の学習などをとおして、これら指導者的立場の者の実践的な指導力を強化するとともに、都道府県栄養士会の公益目的事業の内容等の支援に資する研修を行う。

事業の趣旨等　25年度は、7つの職域事業部毎にそれぞれ47名の参加を予定して、25年4月から26年3月にかけて実施する。財源には、会費とともに、受講料などをあてる。

2－4　職域別研修（職域全国研修会その他）事業

事業内容の要旨　職域事業部別に、当該職域の業務の特性に適確に対応できる専門的知識・技能の向上をはかる研修を行う。

事業の趣旨等　25年度は、前年にならい、①全国リーダー研修事業（2－3事業）、②職域に関する技術、技能の向上に関する研修事業、③その他の職域専門性の向上事業及びこれら事業の企画・運営に関する会議を別表のとおり開催する。財源には、参加費、会費、協賛金などを充てる。

2－5　関連団体等との協働研修・研修支援事業

2－5－1　日本歯科医師会との協働研修事業

事業内容の要旨　口腔に障害をもつ患者等の食事摂取・栄養摂取に関する栄養指導のあり方を研修する。

事業の趣旨等　25年度は、「口腔ケアと栄養（仮）」に関するスキルアップの研修を開催する予定。参加予定者は、管理栄養士・栄養士、歯科医師、歯科衛生士等約300名である。日本歯科医師会との共催事業。財源には、参加費、会費、協賛金などを充てる。

2－5－2　産業栄養研究会の研究会（研修会）の共催事業

事業内容の要旨　勤労者の健康を学術面から検討・研究する日本産業衛生学会の産業栄養研究会の行う研究会（研修会）を共催する。

事業の趣旨等　25年度も、産業栄養研究会と協調して開催することを計画している。

産業栄養研究会との共催。財源には、会費とともに、受講料・参加費などをあてる。

2－6　職域別の学習・教育用の教材及び資料の制作事業

事業内容の要旨　職域別の研修その他の学習・教育用に、全国の管理栄養士・栄養士及び研究者等の知識や経験を集約し、各職域の業務の特性に対応させた実践的な教材及び資料を制作する。

事業の趣旨等　25年度も、必要に応じて、関係資料や活動事例集を作成し、各研修会で配布する予定。

教材及び資料は、管理栄養士・栄養士その他希望する者に提供される。会費を財源とする。

Ⅲ　公３事業　　食生活自律支援事業

事業の概要

健康増進法は「生涯にわたる国民の栄養摂取の改善に向けた自主的な努力を促進する」（健康増進法第30条の２第１項参照）を謳っており、本事業は、国民のかかる「自主的な努力」を、栄養指導・食事療法・食育の理論と技術を生かして支援し、食生活の自律を育もうとするものである（食生活自律支援事業）。本事業は、３つの柱からなり、（１）１つ目の柱では、「個別特性対応型の食の自律支援事業」として、個々の国民の個別性・特性に合わせた栄養指導その他の専門的支援を組織的に行う。（２）２つ目の柱では、「集団特性対応型の食の自律支援事業」として、広く国民に対し、食生活の質の向上、食事を含む生活習慣の見直しと改善に役立つ知識や知恵、実用技術の普及などを行う。（３）３つ目の柱は、食・栄養と健康に関する情報コミュニケーション事業である。本事業では、この３つの柱による参加と協働を宗とする開かれた多種多様な活動を展開する。

以下に掲記する個々の事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公３の事業を構成するものである。

１　個別特性対応型の食の自律支援事業

対象者の個別特性に対応する栄養指導・食事療法を、本会の公益目的事業として組織的に実施するものであり、管理栄養士・栄養士の高度の実務的な専門性が直接反映される事業である。

１－１　栄養ケア･ステーション事業

事業内容の要旨　　栄養ケア・ステーションの事業を全国的に推進するためのパイロットあるいはモデル事業を行うとともに、都道府県栄養士会の栄養ケア・ステーション事業を支援する。

事業の趣旨等　　栄養ケア・ステーションは、すべての国民に「ここにあなたの管理栄養士・栄養士がいる。」ことを伝える、栄養ケアの開かれた窓口であり、その場である。本会の栄養ケア・ステーションは、本会が、ナショナル・センターであることから、都道府県栄養士会の栄養ケア・ステーション事業を牽引するパイロットあるいはモデル事業とともに、都道府県栄養士会の同事業を支援する諸般の取り組みを担う。さらに、社会の要請を受けて、栄養ケア・ステーションの増を図る、以下はその一例である。財源は会費とする。一部の事業では業務報酬等を予定する。

１－１－１　特定保健指導にかかるモデル事業及び都道府県栄養ケア･ステーション支援事業

事業内容の要旨　　特定保健指導にかかるモデル事業の検討、実施するとともに、都道府県栄養士会の栄養ケア・ステーション事業を支援し、新たな活動について体制の構築を図る。

事業の趣旨等　　本会及び都道府県栄養士会は、栄養ケア・ステーションが取り組む事業の１つに、特定保健指導の実施業務を位置づけている。この業務に関して、特定保健指導に関して責務をもつ健康保険組合等との契約、実施方法等のモデルを検討するとともに新たな特定保健指導の実施

について推進を図る。また、事業の拡大のため、関係都道府県栄養士会と協働し、モデル事業を実施し、評価体制の整備、情報の共有、提供を行う。財源は会費、業務報酬とする。

１－１－２　地域住民および管理栄養士非配置医療機関等を通した地域住民への栄養ケア支援業務

事業内容の要旨　　地域住民への栄養ケア支援活動は、従来から対応しているとおり、国民、関係団体、企業等からの、食事や栄養に関わる相談、依頼に対して、継続した支援を行う。これに関しては、各都道府県栄養士会の栄養ケア・ステーションと連携する。また、超高齢社会を迎え、在宅での医療の推進が求められている。そこで、管理栄養士が置かれていない医療関連機関において、多職種協働との連携で、栄養ケアを提供できる体制、制度の整備を支援することとし、モデル拠点の設置を検討する。

事業の趣旨等　　在宅医療の推進には、医療と介護のサービスで、包括的かつ継続的に提供されることが重要となる。そのためには、在宅医療を担う、病院、診療所、薬局、訪問介護ステーション、地域包括センター等の医療、福祉機関やそこに従事する多職種が連携する必要がある。また、在宅者の多くは、栄養に関する課題を抱えていることから、管理栄養士の栄養ケアが重要となる。このため、栄養ケア・ステーションに所属する管理栄養士の活動が求められるので、体制、制度の整備を図る。さらに、栄養ケア・ステーションの活動を広く周知し、関係機関等との連携の強化を図る。財源には、栄養ケア・ステーションの事業収入と会費を予定する。

１－１－３　認定栄養ケア・ステーションの創設に向けた推進業務

事業内容の要旨　　食生活とかかわりが深い生活習慣病に悩む者が増加するなか、医療機関等以外にどこに行けば管理栄養士に相談できるのかという声がある。このため、国民の健康寿命の延伸を図り、厚生労働省が策定した「健康日本２１（第二次）」に「健康づくりに関して身近で専門的な支援・相談が受けられる民間団体の活動拠点数の増加」が取り上げられていることから、この活動拠点の増を図ることとし、そのためのあり方について検討し、推進を図る。

事業の趣旨等　　「健康づくりに関する専門的な支援・相談が受けられる活動拠点」として、日本栄養士会では、栄養ケア・ステーションがその役割を担うこととしている。現在、栄養ケア・ステーションは、日本栄養士会並びに都道府県栄養士会にそれぞれ１か所、計 48 か所設置している。地域密着型の栄養ケア・ステーションの設置を推進するためには、体制等の整備が必要である。このため、栄養ケア・ステーション、栄養ケア・センター、栄養ケア・リサーチセンターを設け、それぞれの役割を踏まえた事業を推進することが求められる。このため、あり方を検討し、推進する事業を展開する。具体的には、現在の栄養士会主体型と医療関連機関との連携型が考えられる。医療関連機関は、病院・診療所、調剤薬局、歯科診療所、訪問看護ステーションが考えられる。これら医療機関と連携し、一定の要件を踏まえて栄養ケア・ステーションとして「認定」する。「認定栄養ケア・ステーション」で業務に従事する管理栄養士は、日本栄養士会が専門的なスキルに関して向上を図ることとする。事業の推進にあたっては、検討会を設置し、都道府県栄養士会と理解を共有し、具体的な取り組みを進める予定である。財源は、会費とする。

1－2　被災地における栄養ケア･ステーションの体制整備事業

事業内容の要旨　　被災地では、まだ、完全に復興されたいは言い難く、地元経済（住民の就業、収入の安定）の復興、仮設住宅での生活といった課題がある。さらに、健康、栄養課題にも問題があり、これに対応するために、栄養ケア・ステーション活動を充実させることが求められる。このための整備を図るとともに、継続して支援活動を企画して、実施する。

事業の趣旨等　　平成23年7月に気仙沼市に「栄養ケア・ステーションあした」を開設し、地域在宅のＮＳＴ（ニュートリションサポートチーム）活動の拠点を目指した体制の構築を図っている。引き続き、宮城県栄養士会と協働して、高齢者や生活習慣病患者等への支援を行う栄養ケアの活動事業を行う。さらに、被災地である宮城県の他地域や、岩手県、福島県で栄養支援、復興活動への協力を進める。事業の実施にあたっては、都道府県栄養士会並びにＪＤＡ－ＤＡＴリーダーやスタッフ、行政、関係ＮＰＯ、関連職種との共同も予定する。財源は会費、また、災害対策事業準備資金からの支出を行う。

1－3　非常災害発生時に被災者の健康支援を担う管理栄養士等（JDA－DAT）の育成に向けた事業

事業内容の要旨　　非常災害はいつ発生するかは予測ができない、しかし、この準備を行っておくことが重要である。非常災害はいったん発生すれば、広範な範囲で、国民に甚大な健康被害をもたらす。特に、生命の維持には、適切な食事を摂取し、必要なエネルギーを確保することが前提となり、専門職としての管理栄養士・栄養士の役割が重要となる。そこで、東日本大震災で得た経験を踏まえ、災害時の被災者支援のノウハウや技能をもつ管理栄養士・栄養士（ＪＤＡ＝ＤＡＴ）を育成等、非常災害発生時の対応のため諸般の事業を行う。

事業の趣旨等　　東日本大震災では、非常災害ボランティアの管理栄養士等約600名を被災地に派遣したが、平常時と違った対応が求められた。これを踏まえて、災害支援管理栄養士等（ＪＤＡ－ＤＡＴ）リーダー育成研修を行った。これを踏まえて、25年度は、制度の整備、活動の集約（エビデンスの構築）を図る。このため、①日本栄養士会にＪＤＡ－ＤＡＴ運営委員会、危機管理検討会を設置する。②ＪＤＡ－ＤＡＴリーダー育成研修事業を実施する。③各都道府県栄養士会におけるＪＤＡ－ＤＡＴスタッフの育成活動を支援する。④指定栄養士会へ備品等の配置を検討する。⑤災害関連組織・団体との連携を推進などの事業を行うことを予定する。

以上の財源には、本会会費をあてるとともに、支援金、賛助会員からの物資提供を募り、さらに、事業の継続性を確保するために、災害対策事業準備資金からの支出を行う。

2　集団特性対応型の食の自律支援事業（栄養改善・健康づくりに関する国民的合意を形成する事業）

国民の総体その他の不特定多数の者の集団的特性を踏まえ、かかる集団の健全な食生活を自律的に営む力を育むために、管理栄養士・栄養士の専門科学上及び実務上の知見を生かして支援を行う事業である。

２－１　健康づくり提唱のつどい

事業内容の要旨　　昭和 55 年度より、WHO（世界保健機関）の提唱する「世界保健デー」である 4 月 7 日に、管理栄養士・栄養士を含めた国民を対象として開催している。25 年度は、第 34 回健康づくり提唱のつどいを開催する。

事業の趣旨等　　「健康日本 21(第二次)」では、健康寿命の延伸と健康格差の縮小、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、社会生活を営むために必要な機能の維持および向上、栄養・食生活、身体活動・運動等の健康に関する生活習慣および社会環境の改善が挙げられている。そして、そのツールとして、健康づくりのための身体活動基準と指針の対象を、子どもから高齢者まで広げて、見直しが進められている。34 回目の開催となる 25 年度は、「健康づくりのための身体活動・運動と栄養―新しい身体活動指針とロコモティブシンドロームの予防―」をテーマに、シンポジウム（全体討論を含む形式）を実施することとし、健康寿命を延ばして、より充実した人生を送るためにどうしたらよいかを考える機会とする。参加予定者は 500 名である。財源には、株式会社ヤクルト本社からの協賛金をあてる。

２－２　「野菜を食べよう」キャンペーン活動

事業内容の要旨　　国民の健康支援活動として実施している“野菜を食べよう”キャンペーンの一環として、“健康増進キャンペーン in 新潟”を開催する。

事業の趣旨等　　国は、平成 12 年から「健康日本 21」に則り、21 世紀にすべての日本人が健やかで心豊かに生活できる社会を目指し、健康寿命の延伸と QOL の向上を図ることを目的として、国民運動を推進している。 この中で、栄養・食生活分野における野菜の摂取量の増加については、目標を達成できていない。このため、平成 20 年度から“野菜を食べよう”キャンペーンを展開している。キャンペーンの主眼は、野菜の摂取の重要性と 1 日の望ましい摂取量を理解し、野菜を摂取することにより生活習慣病を予防できるとの国民の認識を醸成し、実際の野菜の摂取量増加につなげるところにある。「健康日本 21」では、野菜の摂取量の目標値を 1 日 350ｇ以上としているところから、本会は、平成 22 年に、「野菜たっぷり 350（サン・ゴー・マル）」運動を提唱し、以降、全会をあげてこれに取り組んでいるところである。25 年度から施行される「健康日本 21（第二次）」においても、同様に野菜の摂取量の増加の目標値が設定されているため、キャンペーン活動を継続する。25 年度は、「野菜の日（8 月 31 日）」に、 “野菜を食べよう 2013”と“食で防ごう糖尿病”をテーマに、“健康増進キャンペーン in 新潟”として国民を対象に新潟県新潟市で開催する。財源には、株式会社ヤクルト本社及び賛同する事業者等からの協賛金をあてる。

２－３　児童福祉施設での食育活動

事業内容の要旨　　児童福祉施設で、主に児童福祉施設給食担当者を対象として、スキムミルクを食材とした食育活動を行う。

事業の趣旨等　　25 年度は、「児童福祉施設におけるクッキング講座」と称し、20 府県で 40 回

開催する予定。

(財)児童育成協会児童給食事業部との共催である。財源には、(財)児童育成協会からの助成金をあてる。

3　健康づくりと食事・栄養に関する情報コミュニケーション事業

3－1　日本栄養士会雑誌の発行事業

事業内容の要旨　　日本栄養士会雑誌を発行する。

事業の趣旨等　　「日本栄養士会雑誌」の編集方針は、「栄養・健康に関する情報が氾濫する中、管理栄養士・栄養士で組織する専門職能団体である日本栄養士会は、管理栄養士・栄養士および保健・医療・福祉・教育等の分野の専門職種並びに広く国民に信頼できる健康・栄養関連情報をわかりやすく提供する」ことである。月刊誌で、年間12冊発行する。毎月の発行部数は、約58,500部である。日本栄養士会雑誌の対象読者は、国民、管理栄養士・栄養士、関連専門職、研究者、その他、購読を希望する者である。栄養学に関する専門的知識を有する者を持って、編集委員会、企画委員会並びに論文委員会を設けて編集する。内容は、食と栄養の科学やこれに基づく栄養指導及び食事療法、あるいは、健康づくりと食事・栄養に関して、親しみやすく、わかりやすく、信頼できる専門誌たるにふさわしい企画とし、執筆者を吟味・選定する。財源は、本会会費、賛助会費（協賛金）、購読料、広告掲載料などとする。

3－2　ホームページによる情報コミュニケーション事業

事業内容の要旨　　ホームページを運営する。

事業の趣旨等　　日本栄養士会雑誌と同様の意義・必要性をもつ事業である。アクセス・フリーであること、情報の即時発信が可能であることなどの特性を生かして、国民、あるいは、管理栄養士・栄養士及び関連職種等とのリアル・タイムのコミュニケーションを図る。掲載記事には、健康づくりと食事・栄養に関し、あるいは、栄養指導及び食事療法に関し、信頼性、正確性、わかりやすさと実用性などの諸要請に適うものを厳選する。英語版のコーナーについては、国際交流委員会の協力を得て、内容充実を図る。財源は、本会会費、賛助会費（協賛金）、広告等の掲載料などとする。

3－3　栄養指導・栄養相談用のパンフレット、リーフレット等の資料の制作・配布事業

事業内容の要旨　　栄養指導・栄養相談に利用できる、「健康増進のしおり」（年間4種）、「ヘルシーダイアリー」などを作成する。

事業の趣旨等　　「健康増進のしおり」は、年間4種類作成している。内容については、健康・栄養に関する最新の課題とし、国民にとって理解しやすく、日常生活の活用できるものとする。25年度は、高尿酸血症、慢性閉塞性肺疾患(COPD)、感染症、乳幼児期の食生活などのテーマを予定している。「ヘルシーダイアリー」は、“健康づくりのための身体活動基準・指針”、“野菜を食べよう”、“糖尿病予防”を主な内容として作成し、本会ならびに都道府県栄養士会栄養ケア・ス

テーション等で実施する栄養相談・食生活相談において、指導媒体として活用し管理栄養士・栄養士を通して国民に無償で配布する。財源は、株式会社ヤクルト本社からの協賛金をあて、希望者への販売収入も予定する。

Ⅳ　公４事業　　食環境整備事業

事業の概要

国民の食生活の改善に寄与しうる社会の諸資源（人と物と仕組み）を有機的に結びつけ、その機能を改善・活性化させることにより、望ましい食環境の整備を図る事業である（食環境整備事業）。すなわち、本事業は、（１）栄養・食生活の改善を支援する保健、医療、福祉及び教育等の分野の各職種の連携・協働関係の構築、（２）栄養・食生活の改善活動の担い手の顕彰、（３）適正な食生活を応援する公共又は民間の諸制度の運用改善の取り組み、などの柱からなる。

以下に掲記する個々の事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公４の事業を構成するものである。

１　連携・協働関係の構築事業

１－１　プライマリ・ヘルス・ケアのネットワーク形成、栄養と健康を考える有識者の会の開催

事業内容の要旨　　プライマリ・ヘルス・ケアの考え方に基づき、各種職能団体、関連学会等と連携し、各種活動を展開する。

事業の趣旨等　　プライマリ・ヘルス・ケアの考え方によれば、国民一人一人の尊厳のある生を衛るには、その日常生活の場（地域社会）において、保健、医療、福祉及び教育等の分野の各職種、関連学会が、お互いに連携して、プライマリなケアを提供する仕組みが整えられなければならない。そこで、各種関連団体等と連携し、諸活動に積極的に参加する。具体的には、日本医師会、日本歯科医師会、チーム医療推進協議会等と連携する。また、栄養関係学会、有識者等と「栄養と健康を考える有識者の会」を開催し、本会の活動に関して討論し、提言をいただく予定としている。財源は会費とする。

２　先駆的栄養改善活動等表彰事業

事業内容の要旨　　栄養改善のための先駆的な活動を行う者等を顕彰する。

事業の趣旨等　　本事業は、本会の全国栄養改善大会の場で、栄養改善のために主体的に、先駆的な活動を行い、あるいは、同活動に従事して顕著な功績の認められる管理栄養士・栄養士、及び、国民を顕彰し、その功績を広く示すものであり、厚生労働大臣表彰・栄養改善奨励賞・本会会長表彰等の各種がある。25 年度も先駆的活動を行う管理栄養士・栄養士を顕彰する。本事業の運営費用は、栄養改善事業準備資金等から拠出する。

3　国民の健全な食生活を支援する制度の整備

3－1　在宅療養食品の認証制度(仮称)の創設事業

事業内容の要旨　　食品等事業者が製造した在宅療養食品が、国で定めた「食事療法用宅配食品等栄養指針」に沿ったものであるかを、医学的・栄養学的観点から、本会が、審査・認証する在宅療養食品の認証制度(仮称)の創設のための諸般の準備作業を行う。

事業の趣旨等　　本制度は、国民（在宅療養者等）の日常の食生活の健全性とその便宜を確保するためのものであり、認証のための審査は、「食事療法用宅配食品等栄養指針」を踏まえて構築された基準に基づき、経験と定評のある管理栄養士等がその実務を担う。在宅療養者等の国民の日常の食生活の健全性と、その利便性に資するための食環境の整備であり、ホームページ等で広く国民に周知する。24 年度からの認証制度を運用することを目指したが、所管している消費者庁との調整が長引き、これの解決経て実際の運用を行う。認証制度の創設事業の費用は会費とする。なお、制度実施後は認証手数料で運営する。

3－2　管理栄養士・栄養士の業務過誤による損害賠償責任保険制度の取り扱い事業

事業内容の要旨　　管理栄養士・栄養士の業務過誤が原因となって第三者に健康被害が生じ、当該管理栄養士・栄養士が法律上の損害賠償責任を問われたときに保険金を支払う仕組みである損害賠償責任保険制度を取り扱う。

事業の趣旨等　　本事業は、積極的な栄養指導・食事療法の施術を奨励しながら、業務過誤の犠牲になった被害者（国民）の救済を図るものである。本会が、保険会社と契約して、この制度を取り扱う。契約条件等については、適宜見直しを行う。保険料の財源は会費とする。

3－3　管理栄養士・栄養士制度の運用改善及び制度改革に関する包括的な検討事業

事業内容の要旨　　制度としての管理栄養士・栄養士が、常に社会の要請に的確に応えていくうえで必要な制度運用の改善や制度改革のあり方、特に、チーム医療や在宅医療・療養において、管理栄養士・栄養士が、栄養指導・食事療法の技能をもって疾病治療に主体的に参画するうえでの課題を整理し、その解決の方策を明らかにするための大局的・包括的な検討を行う。

事業の趣旨等　　国民のためのより良き食環境を整備するためには、管理栄養士・栄養士にどのような使命を課し、どのような機能や役割を担うのか、そのための制度の整備はどうあるべきか等を常に検討していかなければならない。このためには、管理栄養士・栄養士が、栄養指導、食事指導の技術をもって疾病の治療、重症化防止、健康の保持増進に主体的に参画する上での課題を整理し、その解決方策、制度としての管理栄養士・栄養士のあるべき姿に向けた大局的・包括的な検討を行う。本事業は、管理栄養士・栄養士はもとより、関連専門職種の個人・団体、研究者とも協働して実施し、その成果は、報告書や諸提言などとして、ホームページ、日本栄養士会雑誌、その他の本会の刊行物などで一般に公表される。諸課題の検討においては、管理栄養士・栄養士の専門性を生かしながら、適宜、関連学会の研究者や関連専門職種の個人・団体の知見も積極的に取り入れることとする。財源は会費とする。

Ⅴ　公５事業　　国際公衆衛生向上事業

事業の概要

今日、公衆衛生上の課題は国内的であるとともに国際的である。本会は、管理栄養士・栄養士のナショナル・センターとして、国境の垣根を越えて、公衆衛生の向上にかかる諸事業を実施する（国際公衆衛生向上事業）。本事業は、（１）開発途上国の公衆衛生・公衆栄養上の課題に関する支援事業、（２）国際栄養士連盟・アジア栄養士連盟の活動にかかる国際交流事業、（３）海外留学助成事業など、わが国を含む国際的な公衆衛生の課題の解決に資する活動を行うものである。

以下に掲記する個々の事業は、何れも共通の目的を達成するための手段と位置づけられ、かつ、個々の事業相互が密接に関連しつつ相乗的に効果を発揮する関係にあることから、一体として公５の事業を構成するものである。

１　開発途上国の公衆衛生・公衆栄養上の課題に関する支援事業

事業内容の要旨　　開発途上国の公衆衛生・公衆栄養上の課題に関する支援として、栄養士制度のない国（中国・ベトナム・カンボジア等）への諸般の知見等の提供、栄養関連のシンポジウムの開催などの取り組みを行う。

事業の趣旨等　　開発途上国の健康と食事・栄養摂取をめぐる課題は、食料不足による飢餓・低栄養を主体とするものから、低栄養と過剰栄養とが併存し、過剰栄養による生活習慣病が増加するなど、複合的なものに変化してきている。わが国は、戦中・戦後の低栄養時代から、わずか 50 年で急速な高齢化と生活習慣病者の増加を迎え、その対応にあたっている。これらの背景には、わが国の管理栄養士・栄養士の活動、栄養士制度がある。そこで、開発途上国での栄養課題の解決及び栄養士制度がない国に情報を提供するとともに支援を行う。特に、ベトナム・ハノイ大学では、24 年 10 月に栄養学部の開設に向けて、指導者養成講座を開設した。一般教育、基礎医学教育を 25 年 10 月に開設を予定していることから、担当講師の受け入れ、育成及び共同研究の実施等を神奈川県立保健福祉大学等と連携し、支援する。財源には、本会会費と国際交流事業基盤資金からの拠出金、及び、賛同する事業者等からの協賛金を予定する。

２　国際栄養士連盟・アジア栄養士連盟の活動にかかる国際交流事業

事業内容の要旨　　今日、公衆衛生上の課題は、国内に限らず国際的である。栄養に関しても同様で、「栄養問題」上の課題と対応に関する共通認識と協働、連携の関係を確立する意義は大きい。そこで、国際栄養士連盟並びにアジア栄養士連盟の活動に参加して、各国栄養士会との公流を図る。

事業の趣旨等　　（1）国際栄養士連盟（International Confederation of Dietetic Associations；ICDA、41 か国が加盟）との連携を図る。日本栄養士会は、同連盟の加盟国である。（2）アジア栄養士連盟（Asian Federation of Dietetic Associations；AFDA、11 か国が加盟）常任理事国として各国との交流を図る。また、2022 年に開催される第 8 回アジア栄養士会議（8th Asian

Congress of Dietetics；ACD2022）の日本への誘致に取り組む。このため、9月13日～17日に、スペイン・グラナダで開催される第20回国際栄養学会議（20th International Congress of Nutrition ；ICN2013）で、開催されるアジア栄養士連盟の常任理事国会議に出席し、誘致活動を行う。

本事業の対象は、関連国の栄養士（食事療法等に関する専門職）、国民である。本事業の趣旨・内容などについてはホームページその他で明らかにする。

本事業で交流する内容は、管理栄養士・栄養士の組成する法人たる本会が、国際的な課題を踏まえつつ、専門的知識や経験などの豊富な蓄積をもとに形成する。

財源には会費および国際交流事業基盤資金をあてる。

3　海外留学助成事業

事業内容の要旨　　食と栄養の科学とその実用技術に関する海外の最新、先端の知見を有する管理栄養士・栄養士を得ることは、わが国の管理栄養士・栄養士の、学術、技術の振興に資するとともに、栄養食事指導及び栄養食事療法の実務水準の向上の契機ともなる。そこで、海外留学を希望する者に対し、これに必要な費用の一定部分を助成する。また、経済途上国では、栄養に関する技術も途上であることから、海外からの留学生の受け入れも検討する。

事業の趣旨等　　平成23年度に策定した「海外からの研修生の受け入れ制度」(案)に沿って、24年度は体制整備を行い、受け入れについて検討したことから、25年度は海外留学について募集を行い、助成する予定とする。本事業による助成の対象は、管理栄養士・栄養士、その他とする。

本事業による助成希望者は公募することとし、その募集要綱は、選考要件などとともに、ホームページその他で一般に明らかにする。選考には、管理栄養士・栄養士の資格を有する大学研究者を中心に構成された委員会があたり、同委員会は、所定の基準に則り厳正に選考を行う。

財源には、国際交流事業基盤資金からの拠出金などを予定する。

Ⅵ　その他（法人運営）に関する事業

事業の概要

本会は、公益目的事業を実施する団体であり、法人運営の基本は、本会が公益目的事業の旺盛な展開をとおして本会の目的を達成する基盤として、透明で機動的な意思決定と、責任ある執行、そして、健全な財務運営を確保することにある。平成25年度も、以上の見地から適切な法人運営を心がける。

1　会務運営に関する取り組み等

・総会、理事会の適切な運営
・各種事業の企画や本会の政策立案能力の向上のための事業部・事務局体制の整備、諮問会議・地区栄養士会長会議・各種委員会などの充実した運営
・賛助会員との共同＝連携事業の展開
・その他、上記に関連した法人運営にかかる取り組み

2　会員に関する取り組み等

・会報「栄養日本・礎」の発行
・ホームページ（会員専用ページ）の充実
・会員増に向けた活動
・業務支援システムの保守管理等

3　その他必要な取り組み等

その他、流動する情勢に適確に対応して、法人運営上必要な取り組み等を実施する。

別表　平成25年度職域事業部別 事業概要

	全国リーダー研修事業	職域に関する技術、技能向上に関する研修事業	その他の職域専門性の向上事業	事業の企画・運営に関する会議
医療	25.4.20(土)・21(日) 千代田区・日本健康栄養会館 参加予定者数：47名	26.3.8(土)・9(日) 長崎県：未定 参加予定者数：約800名	【第26回臨床栄養学術セミナー】 25.6.15(土) 文京区・東京医科歯科大学 参加予定者数：約200名 【スキルアップセミナー】 25.11.16(土)・17日(日) 会場：未定 参加予定者数：約200名 【地区リーダー研修会】 6ブロック各2回開催　各会場約20名	常任企画運営委員会(11回) 企画運営委員会(4回) 組織委員会(3回) 広報委員会(3回)
学校健康教育	期日：未定 会場：未定 参加予定者数：47名	26.2.8(土)・9(日) 松戸市・聖徳大学 参加予定者数：180名	【スキルアップ研修会】 ①食育のためのスキルアップ研修会 25.6.8(土)・9(日)　島根県 25.7.26(金)～28日(日)　宮崎県 25.8.2(金)～4日(日)　愛知県 25.8.9(金)～11日(日)　岩手県 25.8.23(金)～25日(日)　東京都 ＊各会場150名を予定 ②給食管理のためのスキルアップ研修会 25.6.16(日)　福岡市・中村学園大学 25.6.29(土)　岡山市・中国学園大学 25.6.30(日)　京都市・同志社女子大学 25.7.13(土)　新潟市・新潟県立大学 25.7.14(日)　豊島区・武蔵野栄養専門学校 25.7.21(日)　盛岡市・アイーナ ＊各会場　150名参加予定 ③栄養管理のためのスキルアップ研修会 (5～7月に7か所)	企画運営委員会(4回)
勤労者支援	【ブロック代表者ネットワーク会議】 25.9.11(水) 神戸市・神戸国際会議場 参加予定者数：約15名		【勤労者支援研修会】 全10回(3/19、4/17、5/15、6/12、7/10、以後は日程調整中) 参加予定者数：約30名 【ブロック研修会】 25.7.13(土)倉敷市・倉敷スイートタウン 参加予定者数：約60名 【全国矯正栄養士研修会】 26.2月開催　会場等詳細未定 参加予定者：約80名	企画運営委員会(　5回)
研究教育	26.3.1(土)予定 奈良県・奈良女子大学 参加予定者数：47名	26.3.1(土)・2(日) 奈良県・奈良女子大学 参加予定者数：約200名	【全国栄養士大会における自由集会】 25.9.11(水) 神戸市・神戸国際会議場 参加予定者数：約50名	企画運営委員会(6回)
公衆衛生	25.4.27(土) 千代田区：日本健康・栄養会館 参加予定者数：47名	25.8.末 予定 会場：未定 参加予定者数：約100名	【新任者研修会】 26.1.末 予定 会場：未定 参加予定者数：約100名 【全国栄養士大会における自由集会】 25.9.11(水) 神戸市・神戸国際会議場 参加予定者数：約50名	企画運営委員会(6回)
地域活動	26.2.7(金) 神奈川県・横浜市健康福祉総合センター 参加予定者数：約100名	26.2.8(土) 神奈川県・横浜市健康福祉総合センター 参加予定者数：約200名	【全国栄養士大会における自由集会】 25.9.11(水) 神戸市・神戸国際会議場 参加予定者数：約100名 【専門分野別グループ研修会】	企画運営委員会(6回)
福祉	【福祉全国ネットワーク会議】 26.3.8(土)・9(日) 千代田区・日本健康・栄養会館 参加予定者数：47名	25.10.12(土)・13(日) 江東区・東京ビッグサイト 参加予定者数：約400名	【第18回専門研修会】 4月～26年2月にか12所、 各会場60～150名参加予定 【児童福祉施設におけるクッキング講座】 (20都道府県　40ヶ所、各会場30名参加予定) (1)青森県 (2)秋田県 (3)山形県 (4)栃木県 (5)千葉県 (6)神奈川県 (7)新潟県 (8)富山県 (9)石川県 (10)静岡県 (11)滋賀県 (12)大阪府 (13)奈良県 (14)鳥取県 (15)岡山県 (16)愛媛県 (17)福岡県 (18)佐賀県 (19)長崎県 (20)鹿児島県 【すこやか推進事業】 開催日・会場は検討中	企画運営委員会(10回)